木幸スポーツ企画株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和　８年　４月　１日～令和　13 年　３月　31 日までの　５年間

２．目標、実施時期、取組内容

目標１：計画期間内に、男性社員の育児休業取得率 30%以上にする。

＜実施時期・取組内容＞

- 令和　８ 年　４ 月～　管理職を対象とした育児休業取得促進研修を実施し、職場内での理解を図る

- 令和　10 年　４月～　配偶者の妊娠・出産の申し出があった社員に対し、個別面談を実施して「個別周知・意向確認」を徹底する

- 令和　12 年　４月～　育児休業中の業務代替体制の整備を行う

目標２：計画期間内に、社員１人あたりの月平均所定外労働時間を 30 時間以内にする

＜対策＞

- 令和　８ 年　４ 月～　業務の棚卸しを行い、書類のペーパーレス化および社内会議の短縮化等の効率化策を順次導入する

- 令和　10 年　４ 月～　勤怠管理システムによる残業時間のアラート機能を強化し、所定外労働の事前申請制の徹底および過度な残業の未然防止を図る

- 令和　12 年　４月～　所定外労働を行う際のルールを徹底し、不要・不急の残業削減を図る

木幸スポーツ企画株式会社　株式会社

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての社員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

１．　計画期間　令和　８年４月１日～令和　13 年　３月　31 日までの５年間

２．　目標、実施時期、取組内容

目標１：計画期間内に、採用者に占める女性労働者の割合を 50%以上にする。

＜対策＞

- 令和　８年　４月～　採用 Web サイトおよび会社案内パンフレットを改修し、様々な部署で活躍する女性社員のインタビューやキャリアモデルの掲載を拡充する
- 令和　10 年　４月～　女性求職者を対象とした会社説明会・座談会を定期開催するとともに、女性活躍推進に特化した求人媒体の活用を開始する
- 令和　12 年　４ 月～　面接官を対象とした公正な採用選考に関する研修を実施するとともに、二次面接以降の面接官に女性社員を必ず １ 名以上設置する

目標２：男女の勤続年数の差を１年以下にする。

- 令和　８年　４月～　育児・介護期における時短勤務制度の適用範囲を拡大し、制度利用を周知する
- 令和　10 年　４月～　産休・育休からの復職前後における定期面談ルールを構築する
- 令和　12 年　４月～　各部署における業務の標準化を進め、時間外労働の削減および就労継続支援を図る